

退学について(学部生)

1. 退学制度の概要

病気や経済事情、他大学への編入等、やむを得ない理由により退学する場合は、退学願に退学する理由を明記し、本人・保証人が署名捺印して提出します。退学しようとする時までに納入すべき学納金が未納の場合、退学願は受理されません。

2. 手続きの流れ

- ① 学生課厚生係で退学制度の説明を受け、退学が必要か検討する。また、以下の内容に該当する場合は、それぞれの窓口で相談する。

内容	窓口
奨学金を受給している、または受給していた場合	学生課厚生係
進級・卒業・再入学・他大学入学など成績・学籍について確認が必要な場合	教務課
私費外国人留学生	国際交流課

- ② 退学する場合、学生課厚生係で退学願を受け取り、本人および保証人(原則父母)が記入、捺印する。

- ③ 学生課厚生係に退学願を提出する。

【提出期限：前期学納金を納入済→10/15、後期学納金を納入済→翌年度 5/14】

※ **【提出期限】** を過ぎた場合、退学願は提出できません。期限日が閉室となる場合や、窓口取扱い時間(8:30～17:00)には、特に注意が必要です。

- ④ 教授会にて審議された後、保証人住所に退学許可証が郵送される。

- ⑤ 学納金の返金が発生する場合、④の2, 3週間後に案内が保証人住所に郵送される。

3. 注意事項

- (1) 他大学に編入学する等の理由で、2-④「退学許可証」の発行前に退学の事実証明が必要な場合、「退学願受理証」を発行しますのでお申し出ください。
- (2) 再入学の可能性がある場合、退学前に要件等を教務課に確認することをお勧めします。

4. 提出先・問い合わせ先

文学部・経済学部・経営学部・法学部

土樋キャンパス 学生課厚生係(8号館2階) TEL:022-264-6472

工学部・教養学部・地域総合学部・情報学部・人間科学部・国際学部

五橋キャンパス 学生課厚生係(講義棟2階) TEL:022-354-8221